

○亀山市立学校体育施設の開放に関する規則

平成 22 年 3 月 31 日

規則第 18 号

(目的)

第 1 条 この規則は、市民に体育・スポーツ活動実践の機会を与え、体育・スポーツの健全な普及及び発展を図るとともに、併せて市民の健康の保持増進及び体力の向上に資するため、学校体育施設を市民の利用に供すること（以下「施設の開放」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(開放校の指定)

第 2 条 市長は、学校体育施設の実態、住民の要望、校長の意見等を考慮して、学校体育施設開放校（以下「開放校」という。）を指定する。

(運営委員会の設置)

第 3 条 市長は、開放校の体育施設の管理運営に当たらせるため、開放校ごとに学校体育施設開放運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 委員は、社会体育関係者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱の日からその日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 運営委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

（平 23 規則 12・令 5 規則 15・一部改正）

(運営委員会の事務)

第 4 条 運営委員会は、施設の開放を円滑に実施するため、開放校の指定を受けた学校の校長（以下「開放校の校長」という。）と連絡を取り、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 利用しようとする団体の登録に関すること。
- (2) 利用の許可又は取消しに関すること。
- (3) 開放日程の調整に関すること。

(4) その他施設の開放に必要な事項に関すること。

(平 2 3 規則 1 2 ・ 一部改正)

(雑則)

第 5 条 前 2 条に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(施設の開放)

第 6 条 開放校の校長は、学校教育に支障のない範囲内において、運動場、体育館等の学校体育施設を積極的に開放するように努めるものとする。

(運動種目及び使用施設等)

第 7 条 開放校における運動種目、使用施設等は、開放校の校長と連絡を取り、運営委員会が決定する。

(開放日及び開放時間)

第 8 条 学校体育施設の開放の日及び時間は、開放校の校長の意見を聴取した上、運営委員会において決定する。ただし、学校教育又は公的行事に支障が生ずる場合は、開放校の校長は、既に決定された日時を変更し、又は使用を中止させることができる。

(利用の登録等)

第 9 条 開放校の学校体育施設を利用できるものは、体育・スポーツ活動を目的とする団体であって、利用しようとする開放校の運営委員会に登録されたものとする。

2 前項の登録を受けようとするものは、利用時の管理責任者を定め、学校体育施設利用登録申請書（様式第 1 号）を開放校の運営委員長に提出しなければならない。

3 委員長は、登録の申請があった場合は、運営委員会に諮り、適当と認められるときは、申請者に登録証（様式第 2 号）を交付するものとする。

4 運営委員会は、登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 登録申請に偽りがあったとき。
- (2) 体育・スポーツ活動以外の目的で開放校の体育施設を利用したとき。
- (3) その他登録団体として不適当と認めたとき。

(平 2 3 規則 1 2 ・一部改正)

(利用の手続)

第 1 0 条 前条の規定により登録されたものが学校体育施設を利用しようとするときは、利用を希望する月の前月の 1 0 日から 2 0 日までの間に、学校体育施設利用申込書(様式第 3 号)を運営委員会に提出し、あらかじめ許可を受けなければならない。

(平 2 3 規則 1 2 ・一部改正)

(管理責任者の責務)

第 1 1 条 管理責任者は、学校体育施設の利用に当たっては、当該施設を適正に管理しなければならない。

(平 2 3 規則 1 2 ・全改)

(報告)

第 1 2 条 運営委員長は、3 箇月ごとの施設の開放実績について、翌月の 1 5 日までに市長に報告しなければならない。

2 前項の報告は、学校体育施設開放実績報告書(様式第 4 号)により行うものとする。

(平 2 3 規則 1 2 ・全改)

(損害賠償の義務)

第 1 3 条 学校体育施設を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。

(平 2 3 規則 1 2 ・全改)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行後最初に委嘱される委員及び管理指導員の任期は、第3条及び第11条の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

附 則（平成23年3月31日規則第12号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月28日規則第31号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和5年8月18日規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第9条関係)

学校体育施設利用登録申請書

年 月 日

学校体育施設開放運営委員会
運営委員長 様

申請者
(管理責任者)住所
氏名

下記のとおり、学校体育施設の利用団体として登録したいので申請します。

記

団 体 名	
団 体 の 住 所	
使 用 の 目 的	
運 動 種 目	
登 録 人 数	
責 任 者	氏名
	住所 TEL
登 録 番 号	
利 用 条 件	利用中の事故責任は申請者で負い、一切他に迷惑をかけること。
備 考	

様式第2号(第9条関係)

登 録 証

登 録 番 号	
団 体 名	
管 理 責 任 者 名	
住 所	
利 用 目 的	

上記の団体は、体育施設利用登録団体であることを証明します。

年 月 日

_____学校体育施設開放運営委員会
委 員 長 ㊟

(注意事項)

- 1 この登録証は、管理責任者が所持すること。
- 2 この登録証を他の団体等に貸与しないこと。
- 3 この登録証を紛失したときは、速やかに運営委員会に連絡し、再交付の手続きをすること。

様式第3号(第10条関係)

学校体育施設利用申込書									
年 月 日									
(管理責任者)氏名									
電話番号() ー									
登録団体名									
登録番号									
利用施設									
利用日時	自	年	月	日	午後	時	分		
	至	年	月	日	午後	時	分		
利用回数	年		月分		回				
活動内容									
利用条件 利用中の事故責任は利用者で負い、一切他に迷惑をかけません。									

-----切り取り線-----

学校体育施設利用許可証									
利用許可番号 第 号									
様									
次のとおり許可します。									
自	年	月	日	午後	時	分			
至	年	月	日	午後	時	分			
				年	月分	回			
施設利用については、決められた事項を必ず守ってください。									
年 月 日									
運営委員長 印									

様式第4号(第12条関係)

学校体育施設開放実績報告書

学校体育施設運営委員会
委員長

年 月分					
利 用 団 体 名	利用日時	利用場所	利用内容	利用人数	管 理 責 任 者 氏 名

様式第 1 号（第 9 条関係）

（平 2 3 規則 1 2 ・ 令 2 規則 3 1 ・ 一部改正）

様式第 2 号（第 9 条関係）

（平 2 3 規則 1 2 ・ 一部改正）

様式第 3 号（第 1 0 条関係）

（平 2 3 規則 1 2 ・ 全改、令 2 規則 3 1 ・ 一部改正）

様式第 4 号（第 1 2 条関係）

（平 2 3 規則 1 2 ・ 追加、令 2 規則 3 1 ・ 一部改正）